

○財務省告示第二百四十九号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十一年六月十六日に買入消却した国  
 債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年七月二十四日

財務大臣 与謝野 馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債 （十年） 動・物価連債	第二回	二億円	九十円九十九銭
〃	〃	四十億円	九十一円十六銭
〃	第三回	五十億円	八十六円四十五銭
〃	第四回	八億円	八十四円十九銭
〃	第五回	十七億円	八十六円二十銭
〃	〃	三十二億円	八十六円四十五銭
〃	第六回	八十億円	八十五円七十五銭
〃	〃	四十七億円	八十五円九十五銭
〃	第七回	三十五億円	八十五円二十二銭
〃	〃	八億円	八十五円二十五銭
〃	〃	十四億円	八十五円二十七銭

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	第十回	〃	〃	〃	〃	第九回	〃	〃	〃	〃	第八回	〃
五億 円	二十億 円	十億 円	五億 円	八十八億 円	五十五億 円	十億 円	二十億 円	五億 円	十一億 円	六十二億 円	七十九億 円	七十億 円	三十三億 円	五十一億 円	四億 円	十五億 円
八十五円 八十四銭	八十五円 八十銭	八十五円 七十五銭	八十五円 七十二銭	八十五円 六十五銭	八十五円 五十五銭	八十六円 四十一銭	八十六円 三十七銭	八十六円 二十五銭	八十六円 二十一銭	八十六円 十九銭	八十五円 五十銭	八十五円 四十五銭	八十五円 四十銭	八十五円 三十五銭	八十五円 三十三銭	八十五円 五十二銭

合	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	計	〃	〃	第十六回	〃	〃	〃	〃	〃	第十五回	〃
一千百二億円	五〇億円	十七億円	四億円	五億円	五〇億円	十億円	二十四億円	五億円	五億円	五十億円	六億円
	八十四円八十六銭	八十四円七十六銭	八十四円六十八銭	八十五円九十七銭	八十五円七十七銭	八十五円七十三銭	八十五円七十一銭	八十五円六十五銭	八十五円六十三銭	八十四円五十七銭	八十四円三十五銭